

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会公文書管理規程

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公文書管理条例（平成26年条例第3号）に基づき、議長が取り扱う公文書の管理については、別に定めるもののほか、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公文書管理条例施行規則（平成26年規則第6号）及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公文書管理規程（平成26年達第1号）の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。